

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年8月22日 19時10分ごろ
発生場所	愛知県常滑市大野港北西方沖 大野港北防波堤灯台から真方位328°1.5海里付近 (概位 北緯34°57.2 東経136°48.4 )
事故の概要	ミニボート(船名なし)は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年9月11日、主管調査官(横浜事務所)を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート (船名なし) 総トン数なし(長さ約3m)
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、免許なし
負傷者	なし
損傷	船外機の濡損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、操縦者ほか1人が乗り、風が強まったので、釣りを終えて南東進中、右舷船尾方から約1mの波を受けて、海水が船内に打ち込んで浸水して左舷方に傾いて転覆した。</p> <p>操縦者は、海上保安庁に通報し、来援した海上保安庁の巡視艇により操縦者及び同乗者が救助された。</p> <p>操縦者は救命胴衣を装着していたが、同乗者は装着していなかった。</p> <p>本船の乾舷は約20cmであった。</p> <p>操縦者は、風波が強まるとは思っていなかったが、風が変わって北風になり天候が悪化する前に帰航するべきであったと本事故後に思った。本船の出港時の15時ごろは南南東～東の風であったものの、本事故当時は北の風となり、波高が高まっていた。</p>
分析	本船は、操縦者が、波高が約1mの波を右船尾方から受けて航行したことから、海水の打ち込みにより浸水して左舷方に傾いて転覆したものと推定される。
原因	本事故は、本船が、操縦者が、波高が約1mの波を右船尾方から受けて航行したため、海水の打ち込みにより浸水して左舷方に傾いて転覆したものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニボートの操縦者は、吹鳴する風が陸上から洋上に変化する場</li> </ul>

合には風浪が強まることがあるので、風向きに注意し、風浪が強くなる前に帰航することが望ましい。

- ・ミニボートに乗船する際は、救命胴衣を装着すること。